

議第39号

滋賀県公債管理特別会計条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公債管理特別会計条例の一部を改正する条例

滋賀県公債管理特別会計条例（平成13年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）」を「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る同法」に改める。

付 則

この条例は、平成27年3月31日から施行する。